

## 株式会社アシックスに対する景品表示法に基づく措置命令について

平成23年3月30日  
消費者庁

消費者庁は、本日、株式会社アシックス（以下「アシックス」という。）に対し、同社が、取引先小売業者等を通じて供給する女性用シューズ及び女性用スノーボードウェアの取引に係る表示について、景品表示法第6条の規定（同法第4条第1項第1号（優良誤認））に基づき、措置命令（別添参照）を行ったので公表する。

なお、本件は、公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）による調査の結果を踏まえて当庁が措置命令を行うものである。

### 1 アシックスの概要

事業者名 株式会社アシックス  
所在地 神戸市中央区港島中町七丁目1番1  
代表者 代表取締役 尾山 基  
設立年月 昭和24年9月  
資本金 239億7235万円（平成23年2月時点）

### 2 措置命令の概要

#### (1) 違反事実の概要

##### ア 対象商品

- (7) 女性用シューズ（ブランド名「pedala」、品番「WS364B」）
- (4) 女性用スノーボードウェア（ブランド名「ARG」、品番「SJM067」）

##### イ 対象となる表示

###### (7) 女性用シューズの表示

「WATER RESISTANT はっ水素材使用」等との下げ札及び自社ウェブサイトの表示〔別紙1及び別紙2参照〕（表示期間 平成22年8月から同年11月まで）

###### (4) 女性用スノーボードウェアの表示

「裾上げシステム 駐車場やトイレで大活躍！ ポケットの中のヒモを引くと裾が上がり大切なウェアを汚れ・破損から守ります」との下げ札の表示〔別紙3参照〕（表示期間 平成22年10月及び同年11月）

##### ウ 調査結果

女性用シューズの原材料にはっ水加工が施された皮革は用いられておらず、また、女性用スノーボードウェアに裾上げシステムは備え付けられていなかった。

前記イの表示は、女性用シューズの原材料にはっ水加工が施された皮革が用いられていると、また、女性用スノーボードウェアに裾上げシステムが備え付けられていると一般消費者に誤認されるものであって、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである（関係法条：景品表示法第4条第1項第1号）。

#### 【本件に対する問い合わせ先】

消費者庁表示対策課 担当者：佐藤（政）、武田

電話 03-3507-9233

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

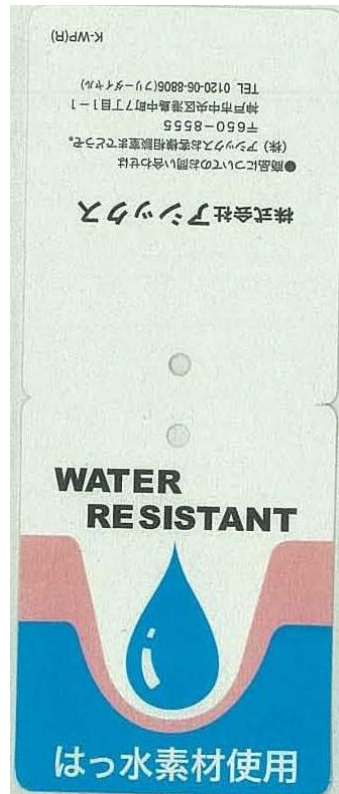
(2) 命令の概要

ア 女性用シューズの原材料には水加工が施された皮革は用いられていなかったこと、女性用スノーボードウェアに裾上げシステムは備え付けられていなかったこと、前記(1)イの表示は、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反すること等を一般消費者に周知徹底すること。

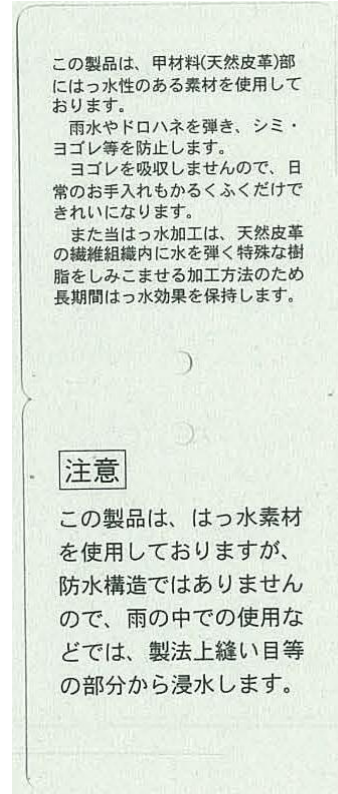
イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【表面】



【裏面】



WS364B・E29およびE90 サルティスウォーキングシューズ  
メーカー希望小売価格：¥18,375(本体¥17,500)

ZOOM IN

機能

- 3E オブリーク
- Q/GEL
- 水 repellent
- AMAR AIR エアール
- TRUSTIC
- DUALSOLE
- UP!
- X
- NEW ミッドソール
- AMAR AIR エアールプラス
- P3 ヒール
- ECO PLAN 25CS



E29: Eコーヒープラウン



## ○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

### （措置命令）

**第六条** 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

#### (報告の徴収及び立入検査等)

**第九条** 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

#### (権限の委任)

**第十二条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

### ○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令

(平成二十一年政令第二百十八号)

#### (消費者庁長官に委任されない権限)

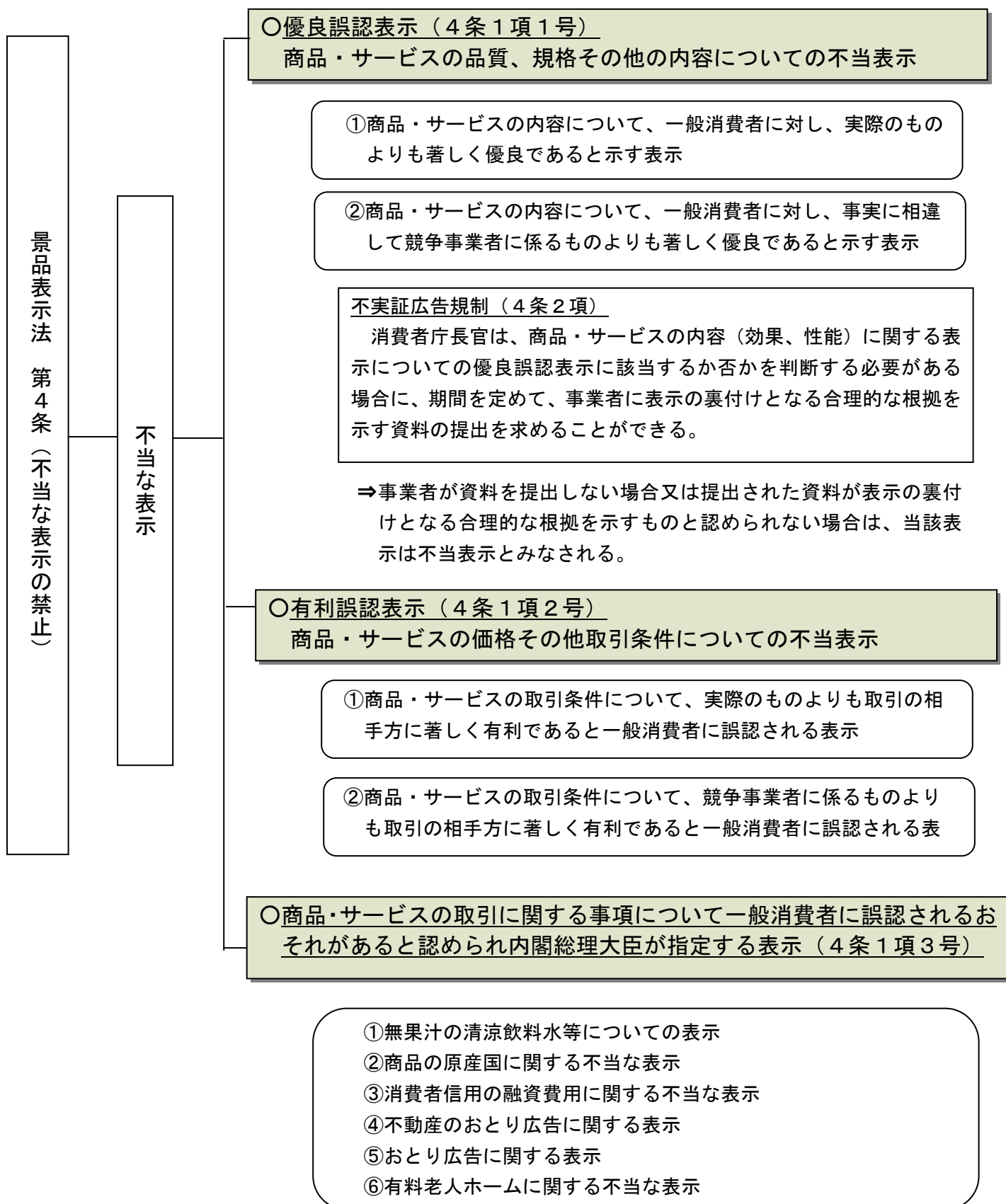
**第一条** 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

**(公正取引委員会への権限の委任)**

**第二条** 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。



## 景品表示法による表示規制の概要



消表対第199号  
平成23年3月30日

株式会社アシックス

代表取締役 尾山 基 殿

消費者庁長官 福嶋 浩彦

(公印省略)

### 不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「p e d a l a」と称するブランドの品番「WS364B」の女性用シューズ（以下「本件シューズ」という。）及び「ARG」と称するブランドの品番「SJM067」の女性用スノーボードウェア（以下「本件ウェア」といい、本件シューズと併せて「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が、平成22年8月から同年11月までの間に供給していた本件シューズ並びに同年10月及び同年11月に供給していた本件ウェアに係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に対し周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
- ア 本件シューズの下げ札の表面において、「WATER RESISTANT はっ水素材使用」と、裏面において、「この製品は、甲材料（天然皮革）部にはっ水性のある素材を使用しております。雨水やドロハネを弾き、シミ・ヨゴレ等を防止します。ヨゴレを吸収しませんので、日常のお手入れもかるくふくだけできれいになります。また当はっ水加工は、天然皮革の繊維組織内に水を弾く特殊な樹脂をしみこませる加工方法のため長期間はっ水効果を保持します。」と、また、自社ウェブサイトにおいて、「はっ水レザー」と、それぞれ本件シューズの原材料にはっ水加工が施された皮革が用いられている旨表示していたこと。
- イ 実際には、本件シューズの原材料にはっ水加工が施された皮革は用いられていなかったこと。
- ウ 本件ウェアの下げ札において、「裾上げシステム 駐車場やトイレで大活躍！ ポケットの中のヒモを引くと裾が上がり大切なウェアを汚れ・破損から守ります」と、本件ウェアに「裾上げシステム」と称する機能（以下「裾上げシステム」という。）

が備え付けられている旨表示していたこと。

エ 実際には、本件ウェアに裾上げシステムは備え付けられていなかったこと。

オ 前記ア及び前記ウの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

(1) 株式会社アシックス（以下「アシックス」という。）は、神戸市中央区港島中町七丁目1番1に本店を置き、スポーツ用品の製造販売業を営む事業者である。

(2)ア アシックスは、本件シューズについて、平成22年8月以降取引先小売業者を通じて及び「歩人館」と称する直営店において、また、本件ウェアについて、同年10月以降取引先小売業者を通じて一般消費者に供給している。

イ アシックスは、本件シューズについて、中華人民共和国に所在する事業者に製造を委託するとともに下げ札を取り付けさせ、また、自社ウェブサイトにも本件シューズに係る表示を掲載しているところ、当該下げ札及び自社ウェブサイトにおける表示内容を自ら決定している。

ウ アシックスは、本件ウェアについて、自社の子会社である株式会社アシックスユービッククリエーション（以下「アシックスユービッククリエーション」という。）に製造させていた。アシックスユービッククリエーションは、中華人民共和国に所在するアシックスの関連事業者にも本件ウェアの製造を委託するとともに、自ら作成した下げ札を取り付けさせていたところ、アシックスは、当該下げ札における表示内容を了承している。

(3)ア アシックスは、本件シューズを一般消費者に供給するに当たり、平成22年8月から同年11月までの間、本件シューズの下げ札（別添写し1）の表面において、「WATER RESISTANT はっ水素材使用」と、裏面において、「この製品は、甲材料（天然皮革）部にはっ水性のある素材を使用しております。雨水やドロハネを弾き、シミ・ヨゴレ等を防止します。ヨゴレを吸収しませんので、日常のお手入れもかるくふくだけできれいになります。また当はっ水加工は、天然皮革の繊維組織内に水を弾く特殊な樹脂をしみこませる加工方法のため長期間

はっ水効果を保持します。」と、また、自社ウェブサイト（別添写し2）において、「はっ水レザー」と記載していた。

イ 前記アの表示に接した者は、本件シューズの原材料にはっ水加工が施された皮革が用いられていると認識するところ、実際には、本件シューズの原材料にはっ水加工が施された皮革は用いられていなかった。

ウ アシックスは、本件ウェアを一般消費者に供給するに当たり、平成22年10月及び同年11月、本件ウェアの下げ札（別添写し3）において、「裾上げシステム 駐車場やトイレで大活躍！ ポケットの中のヒモを引くと裾が上がり大切なウェアを汚れ・破損から守ります」と記載していた。

エ 前記ウの表示に接した者は、本件ウェアには裾上げシステムが備え付けられていると認識するところ、実際には、本件ウェアに裾上げシステムは備え付けられていなかった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、アシックスは、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示  
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申し立てをすることができる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示  
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

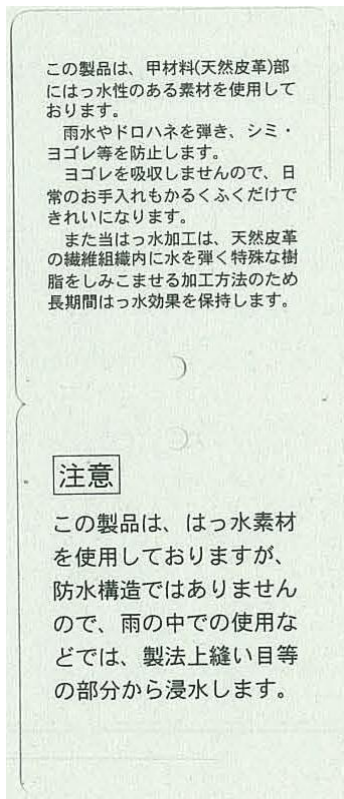
（注1）この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）異議申し立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

【表面】



【裏面】



WS364B・E29およびE90 サルティスウォーキングシューズ

メーカー希望小売価格：¥18,375(本体¥17,500)

ZOOM IN

機能

3E オブリーク	Q/GEL
ほこりレゾー	AHAR エアラー
TRUSTIC	DUALSOLE
UP!	X
AHAR エアラープラス	SEW ミッドソール
ECO PLAN 25CS	P3 ピーシー

E29: Eコーヒーブラウン

別添写し3

(拡大したもの)

